

社会福祉法人天聖会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天聖会（以下「当法人」という。）定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員（理事長）については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員については、報酬を支給しないこととする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員（理事長）に対する報酬の額は、月額850,000円とする。

(報酬等の日割り計算)

第4条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。